

議案第 6 号

「成田市税賦課徴収条例の一部を改正するについて」の概要

令和 7 年度地方税制改正等に伴う一部改正の概要

■納税環境整備に関するもの

【施行日：地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）

附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日】

○公示送達（成田市税賦課徴収条例第 1 7 条及び第 1 7 条の 3 関係）

公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い改正するもの

※徴収金の賦課徴収等に関する書類を公示送達する場合において、地方団体の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示し、かつ、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとることとされたもの

■個人市民税に関するもの

【施行日：公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日】

○寄附金税額控除（成田市税賦課徴収条例第 3 4 条の 7 関係）

法が全部改正されたことに伴い、所得税法及び地方税法において、公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金が寄附金控除及び寄附金税額控除の対象になる旨が規定されたため、同法に合わせた整備を行う。

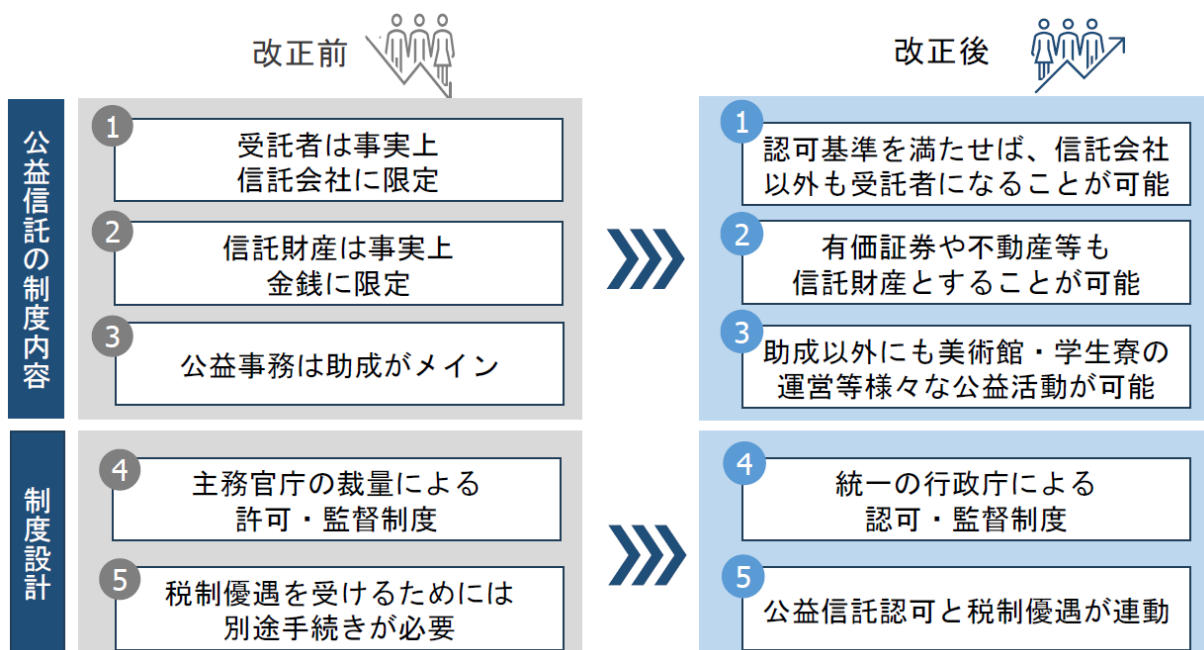
○公益法人等に係る市民税の課税の特例

（成田市税賦課徴収条例附則第 4 条の 2 関係）

公益法人等に贈与等された財産等が公益目的事業の用に供されなくなったことにより、みなし譲渡課税の非課税特例（※）が適用されない場合において、当該公益法人等を当該贈与等を行った個人とみなして山林所得、譲渡所得又は雑所得を課税する特例に係る規定について、単に課税標準の計算を定めるものであることから削除するもの

※所得税法においては、公益信託とは別に、山林所得等の基因となる資産が贈与により法人に移転した場合等について、その時の時価により譲渡があったものとみなして所得を計算することとされているところ（みなし譲渡課税）、公益法人等に対する公益目的事業の用に供される資産の贈与等については、租税特別措置法において、みなし譲渡所得課税の対象外とされている。

〈法の全部改正の概要〉



(引用：内閣府公益認定等委員会事務局「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会資料1-1」19p)

【施行日：令和8年1月1日】

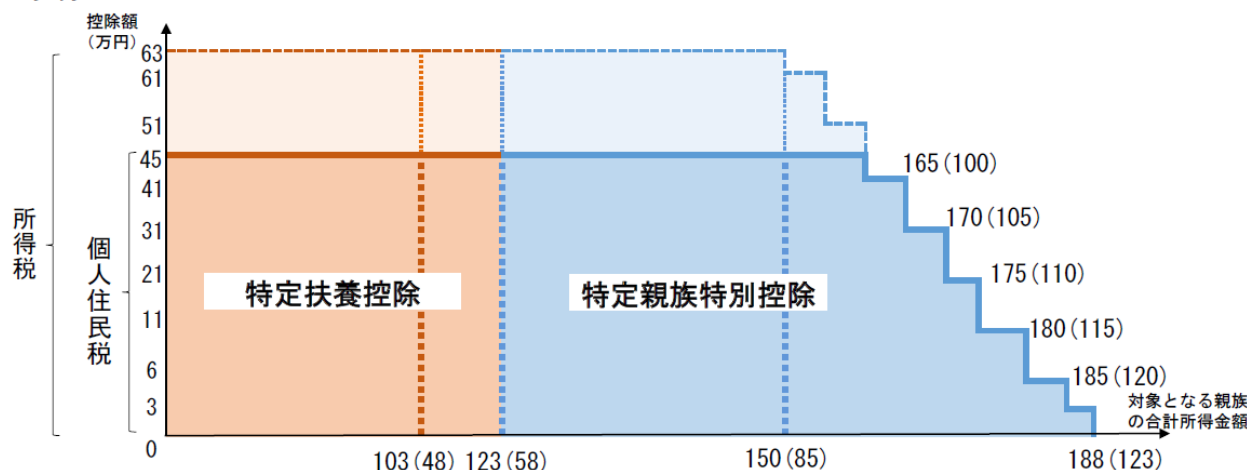
○所得控除

(成田市税賦課徴収条例第34条の2関係)

控除すべき金額について、特定親族特別控除を追加するもの

※特定親族特別控除は、居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から親族等の合計所得金額に応じた控除額を控除するもの

<控除イメージ>



(引用：全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議「市町村税課関係説明資料」6p)

○市民税の申告 (成田市税賦課徴収条例第36条の2第1項関係)
 特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備するもの

○個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書
 (成田市税賦課徴収条例第36条の3の2第1項関係)
 記載事項について、特定親族を追加するもの

○個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書
 (成田市税賦課徴収条例第36条の3の3第1項関係)
 特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を整備するもの

■市たばこ税に関するもの

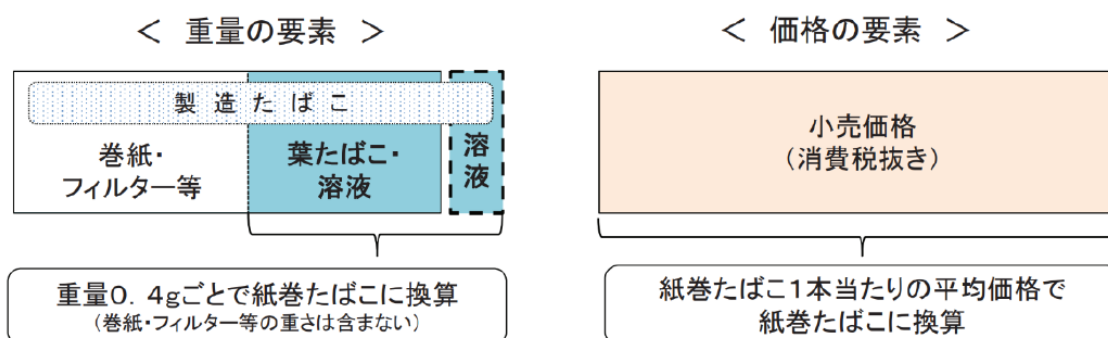
【施行日：令和8年4月1日】

○加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例
 (成田市税賦課徴収条例附則第16条の2の2関係)

現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、当分の間、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとするもの

※激変緩和措置として、令和8年4月1日以降にあっては現行の換算本数に0.5を乗じたものと改正後の換算本数に0.5を乗じたものを合計したものの、令和8年10月1日以降にあっては改正後の換算本数の2段階で課税方式を見直す。

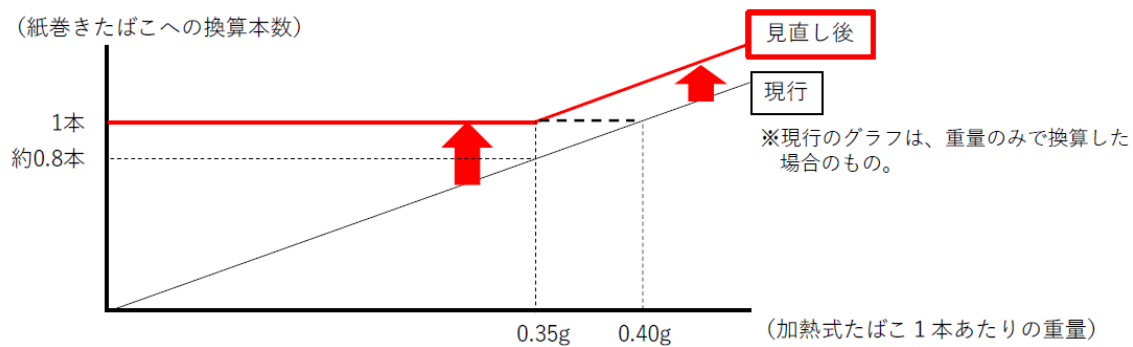
〈現行の課税方式〉



「重量」と「価格」の要素は、1:1の比率で紙巻たばこに換算

$$\begin{array}{lcl}
 \text{加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値} & = & \underbrace{\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ・溶液の重量}}{0.4\text{g}}}_{\text{葉たばこ・溶液の重量で紙巻たばこ何本分に相当するか}} \times 0.5 + \underbrace{\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売価格}}{\text{約25.4円}}}_{\text{価格面で紙巻たばこ何本分に相当するか}} \times 0.5
 \end{array}$$

〈見直し後のイメージ〉



(引用：全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議「市町村税課関係説明資料」22p～23p)